

**令和5年度エゾシカ指定管理鳥獣捕獲等事業
(効率的捕獲促進事業 真狩・留寿都地区) 委託業務
企画提案説明書**

1 業務の目的

後志総合振興局管内においてエゾシカ被害が懸念される真狩村及び留寿都村において、エゾシカ生息数を減少させるため、銃による捕獲が困難な自然公園区域の隣接地や他管内からの流入個体の減少させるため、広域的な捕獲を実施するとともに、捕獲手法を検証する。

2 業務の内容

(1) 捕獲計画に基づく捕獲の実施

真狩・留寿都地区における捕獲計画に基づき、捕獲を実施する。

ア 捕獲準備 (関係法令に係る必要な申請の手続きに係る資料作成を含む)

イ 捕獲の実施

ウ 捕獲個体の回収・運搬・処理

(2) 捕獲手法の検証

捕獲結果を取りまとめ、その結果を踏まえ捕獲手法の検証を行う。

3 成果品

(1) 納入成果品

業務報告書 紙媒体 (A4 版 1 部)、電子媒体 (DVD-R 等 1 枚)

(2) 納入期限

令和6年(2024年)2月29日(木)

4 委託期間

契約締結日から令和6年(2024年)2月29日(木)まで

5 予算上限額

9,171千円(消費税及び地方消費税相当額を含む)

6 企画提案者の参加資格

参加しようとする者は、別紙1「参加資格申請書」を提出することとし、次の事項に該当すること。

(1) 単独法人または複数法人による連合体(以下「コンソーシアム」という。)であること。

(2) 単独法人またはコンソーシアムの構成員は、次の要件を全て満たしていること。

ア 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項の規定に該当する者でないこと。

イ 地方自治法施行令第167条の4第2項の規定により競争入札への参加を排除されていないこと。

ウ 道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。

エ 北海道暴力団の排除の推進に関する条例(平成22年条例第57号)第7条に規定する暴力団関係事業者(以下、「暴力団関係事業者」という。)等であることにより、道が行う競争入札への参加を

除外されていないこと。

オ 暴力団関係事業者等でないこと。

カ 道内に営業・運営拠点を有すること。

キ 次に掲げる税を滞納している者でないこと。

(ア) 道税（個人の道民税及び地方消費税を除く。）

(イ) 本社が所在する都府県の事業税（道税の納税義務がある場合を除く。）

(ウ) 消費税及び地方消費税

ク 次に掲げる届け出の義務を履行していない者でないこと（当該届出の義務がない場合を除く。）。

(ア) 健康保険法（大正 11 年法律第 70 号）第 48 条の規定による届出

(イ) 厚生年金保険法（昭和 29 年法律第 115 号）第 27 条の規定による届出

(ウ) 雇用保険法（昭和 49 年法律第 116 号）第 7 条の規定による届出

ケ コンソーシアムの構成員が単独法人又は他のコンソーシアムの構成員として、このプロポーザルに参加する者でないこと。

コ 2 の（1）のイ及びウの業務を実施する者については、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成 14 年法律第 88 号。以下「法」という。）第 14 条の 2 第 7 項に基づき、認定鳥獣捕獲等事業者その他環境省令で定める者であること。

※ 認定鳥獣捕獲等事業者その他環境省令で定める者は、別表 1 による

7 企画提案書

企画提案書の作成にあたっては、別紙 2 「企画提案書作成要領」による。

8 企画提案者の審査基準

提案された企画は、次の事項を審査し、総合的に判断する。

(1) 実施体制・業務遂行能力

- ・業務を遂行する上で、必要な専門知識・技術の有無、責任者等総括的な業務実施体制は妥当か。
- ・地区担当責任者や役割分担、人員配置等の実施体制は妥当か。

(2) 捕獲計画

ア 捕獲手法の選定

- ・地域の特性を踏まえた捕獲手法となっているか。
- ・捕獲手法を選択した根拠は妥当か。
- ・捕獲目標数とその根拠は明確か。

イ 捕獲の実施

- ・捕獲の実施手順・方法・規模は適切か。
- ・捕獲個体の確認方法については適切か。
- ・捕獲個体の処理及び受入先などは適切か。
- ・捕獲実施時の安全対策や連絡体制は十分か。
- ・捕獲地周辺住民等への周知方法は十分か。

(3) 捕獲手法の検証

- ・捕獲手法の検証に関して、捕獲結果、餌付けの効果や捕獲手法の詳細とその効率性、実施体制、支障となった点や課題、反省点を記載する内容となっているか。

9 受託者の選定

プロポーザル審査会（以下「審査会」という。）において、8の審査基準に基づき審査を行い、業務の内容に最も適する企画を提案した者を本業務の受託者として選定する。

なお、企画提案者が1者の場合においても審査を実施する。

また、審査の結果、適当と判断される企画が無い場合は、受託者を選定しないことがある。

10 手続等

(1) 担当部課（提出、問合せ先）

北海道後志総合振興局保健環境部環境生活課自然環境係

〒044-8588 虻田郡倶知安町北1条東2丁目

電話番号：0136-23-1354

F A X：0166-46-5206

(2) 参加資格申請書の提出

ア 提出期限 令和5年（2023年）9月21日（木）午後5時00分必着

イ 提出場所 提出場所は、（1）に同じ。

ウ 提出方法 持参又は郵送（特定記録、簡易書留、書留のいずれかによる。）により1部提出

(3) 企画提案書の提出

ア 提出期限 令和5年（2023年）10月5日（木）午後5時00分必着

イ 提出場所 提出場所は、（1）に同じ。

ウ 提出方法 持参及び郵送（特定記録、簡易書留、書留のいずれかによる。）により6部提出（1部のみ企画提案書に企画提案者の名称を記載し、残りには企画提案者の名称を記載しないこと。）

(4) ヒアリングの実施

企画提案書の内容についてヒアリングを実施する（日時及び場所は別途通知する）。

なお、提出のあった企画提案書が多数である場合には、企画提案書のみにより第一次審査（書面）を行い、評価が上位の企画提案書を提出したものに対してのみヒアリングを行う場合がある。

11 委託契約に関する基本的事項

審査の結果、特定された事業者と結ぶ委託契約は、次の事項を基本とする。

(1) 提案内容の調整

採択された提案内容は、契約締結時に修正・変更が加えられる場合がある。

(2) 見積書の提出

原則として、審査会で選定された企画提案者に対し、所定の手続きを経た上で、当該業務に係る見積書の提出を依頼する。

(3) 契約保証金

受託者は、委託者である道が免除する場合を除き、契約締結時に契約金額の100分の10以上の契約保証金を納めるものとする。

(4) 前金払

委託料（消費税等を含む。）の3割に相当する額以内を前金払いする。

(5) 再委託の禁止

業務の全部又は主たる部分を一括して第三者に委託し、又は請け負わせることはできない。

(6) 著作権及び知的財産等の取扱いについて

本業務により生じた著作権その他の権利は北海道に帰属するものとする。

また、成果品及びその構成素材に含まれる第三者の権利（著作権、二次的著作物の創作及び利用権。）に関する交渉及び処理は受託者が行うこととし、その費用は委託料に含むこと。

(7) 個人情報の保護

本業務の処理に当たっては、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第58号。以下「個人情報保護法」という。）、北海道個人情報保護条例（平成6年条例第2号。）を遵守すること。

12 その他

(1) 参加資格申請書又は企画提案書が次のいずれかに該当する場合には、無効となることがあるので留意すること。

ア 提出期限、提出先、提出方法に適合しないもの。

イ 作成要領に指定する作成様式及び記載上の留意事項に適合しないもの。

ウ 記載すべき事項の全部又は一部が記載されていないもの。

エ 記載すべき事項以外の内容が記載されているもの。

オ 虚偽の内容が記載されているもの。

(2) ヒアリングに参加しなかった場合には、棄権したものとみなす。

(3) 企画提案にかかる経費は、企画提案を行う者の負担とする。

(4) 公募手続きにおいて使用する言語通貨は、日本語、日本円とする。

(5) 提出期限以降における参加資格申請書及び企画提案書の差替え及び再提出は認めない。

(6) 企画提案の採否については、文書で通知する。

(7) 提出された参加資格申請書及び企画提案書は返却しない。

(8) 提出された書類は選定及び特定を行う作業に必要な範囲において、複製を作成することがある。

(9) 業務委託した事業者の名称は公表できるものとする。

(10) 公正性、透明性、客観性を記すため、選定された企画提案書を公表することができるものとする。

(11) プロポーザルの審査結果については公表する。

(12) 企画提案書に虚偽の記載があることが判明した場合、その他、業務を遂行できない重大な事由が発生した場合は、審査会で審議の上、失格になることがある。

別表1 「法第14条の2第7項でいう認定鳥獣捕獲等事業者その他環境省令で定める者」について

区 分	要 件
<p>① 認定鳥獣捕獲等事業者 (法第18条の2の規定による認定を受けた者)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・単独法人の場合は、委託しようとする事業において実施しようとする猟法に関する法第18条の5第2項第1号に規定する認定鳥獣捕獲等事業者であること。 ・複数の法人による連合体(以下「コンソーシアム」という。)の場合は、捕獲の実施及び捕獲個体の回収・運搬・処理等を実施する者が、委託しようとする事業において実施しようとする猟法に関する法第18条の5第2項第1号に規定する認定鳥獣捕獲等事業者であること。
<p>② その他環境省令で定める者 (法施行規則第13条の6で定める者)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・単独法人若しくはコンソーシアムであり、かつ、次の(1)から(4)の総てを満たす者であること※1。 (1) 法施行規則第19条の4第1項第1号に準じた安全管理規程を有すること (2) 捕獲従事者が、狩猟免許及び(銃器を使用する場合は)銃器を所持し、かつ、法施行規則第19条の8第4号に準じた損害保険契約の被保険者であること。 (3) 4名以上の捕獲従事者を有していること。装薬銃を使用する場合は、捕獲従事者の人数用件に加えて、事業従事者※を10人以上有していること。 ※ 捕獲従事者のほか、管理責任者、連絡や見回り等に従事する者を含む。 (4) 過去3年間において、委託しようとする事業と同種業務に関する契約・履行した実績を有していること。

※1 (1)から(4)に定める要件は最低限満たすべき要件であり、委託しようとする事業の内容により必要に応じて要件を引き上げることができる。

また、コンソーシアムにあっては、(3)の捕獲従事者数、及び(4)の実績について、コンソーシアム構成員の合計値とすることができる。